

# いきいきお出かけ券の

# 交付が始まります

健康福祉課長寿介護係 ☎(25) 1186

4月1日現在で住民登録されている70歳以上（昭和24年4月1日以前生まれ）のかたを対象に、「いきいきお出かけ券」の交付が始まります。

## いきいきお出かけ券の種類と内容

次の①～③のうち、いずれか1つを選択できます。

### ①かもめバス回数券

利用可能区間 かもめバス全区間

交付枚数 ※対象者の住所により異なります。

●国崎町、相差町、畔蛸町、千賀町、堅子町のかた：72枚

●石鏡町のかた：60枚

●そのほかの地域のかた：48枚

### ②市営定期船回数券または周遊券

利用可能区間 神島・答志・桃取・菅島・坂手航路のいずれか1航路または周遊券

### 交付枚数

●神島・答志・桃取・菅島航路：12枚

●坂手航路：20枚  
●周遊券：3枚

### ③近鉄電車回数券

使用可能区間 白木駅～伊勢市駅の間（駅の途中で下車する場合は、その駅で券は回収されます）

交付枚数 12枚

※利用する際は、券を係員に提示し、必要枚数を切り離して使用してください。

### 利用可能期間

5月10日（金）～令和2年3月31日（火）

## 交付方法

5月上旬に、対象となるかたへ「いきいきお出かけ券引換証」を郵送します。5月10日（金）から、市内郵便局（簡易郵便局を除く）、保健福祉センター・ひだまり、各連絡所で交付を開始します。

### 交付期間

5月10日（金）～12月27日（金）

交付時間 午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

※郵便局は午後4時まで  
交付に必要なもの

- ① いきいきお出かけ券引換証
- ② 本人確認ができるもの（健康保険証・介護保険証・免許証など）
- ③ 印鑑

※代理人受取の場合は、上記①・②のほか、代理人の本人確認ができるものと代理人の印鑑が必要です。

## 注意事項

- いきいきお出かけ券の使用は本人に限ります。
- この券をほかの人が使用したり、譲渡したりすることはできません。
- 年度途中に券の変更や再発行はできません。
- この券を換金することはできません。
- この券の交付を希望しない場合は、「いきいきお出かけ券引換証」を破棄してください。



5月7日  
から

## 保健福祉センターひだまり内の事務所の配置場所が変わります

健康福祉課子育て支援室と烏羽市社会福祉協議会の事務所配置が変わります。

健康福祉課生活支援係 ☎(25)1181

### 新しい事務所配置図

